

名古屋市緑政土木局「週休 2 日交替制工事」実施要綱

(趣旨)

第 1 条 建設業界では、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。この要綱は、建設業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休 2 日（技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日を確保する）の普及に取り組むため、名古屋市緑政土木局所管の工事における週休 2 日交替制工事の実施にあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **完全週休 2 日交替制工事** 工事開始日から工事完了日までの対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日を確保できるよう取り組む工事及び業務委託。1 週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。
- (2) **発注者指定型** 週休 2 日交替制工事のうち第 3 条に基づき発注者が対象工事を指定し、企業の労働環境改善に対する意識向上と技術者及び技能労働者の休日確保を図るもの。
- (3) **受注者希望型** 週休 2 日交替制工事のうち受注者自らが本要綱の趣旨に沿った取り組みを希望するものに対し、発注者指定型と同様の制度を適用し、企業の労働環境改善に対する意識向上と技術者及び技能労働者の休日確保を図るもの。
- (4) **対象期間** 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間内で技術者及び技能労働者が現場に従事する期間。
- (5) **非対象期間** 準備期間（工事開始日から現場着手日までの期間）、後片付け期間（施工終了後から工事完了日までの期間）、夏季休暇（3 日間）、年末年始休暇（6 日間）、工場製作等の現場不稼働期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間、その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間。
- (6) **現場着手** 現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始すること。
- (7) **休日率** 休日率とは対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日数の割合をいい、例えば 1 週間の休日率は 28.5%（2 日／7 日）となる。
- (8) **平均休日率** 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の各々の休日率を平均したもの。

(対象工事)

第 3 条 次の各号全てを満たす工事は、原則、発注者指定型の週休 2 日交替制工事の対象とする。

- (1) 単価契約以外
- (2) 契約期間が概ね 1 か月以上

- (3) 対象期間が1週間以上
- (4) 週休2日制工事が困難である

(例)

- ・完成時期を公表している工事
- ・渇水期の施工の必要がある工事
- ・連続施工の必要がある工事

- (5) 緊急随意契約以外

2 次の各号全てを満たす業務委託（設計書区分が「維持管理委託」で、業種が「公園・道路等の維持管理」である業務委託に限る。）は、受注者希望型の週休2日交替制工事の対象とする。

- (1) 前項の各号全てを満たす業務委託
- (2) 対象期間内に連続する業務（現場作業日）が7日間以上ある業務委託
- (3) 契約後、事前協議を行い現場着手までに休日の現場閉所計画が分かる実施日程表を含む業務計画書を提出し、本市監督員が認めた業務委託
- (4) 兼務する業務等においても同様の制度を適用し休日の現場閉所を図るものとする。
※事業従事者が異なる業務等は兼務の対象に含まない。

(取組内容)

第4条 週休2日交替制工事の受注者は、対象期間における現場に従事する技術者及び技能労働者の休日を確保するよう配慮するものとする。

- 2 受注者は、下請負業者に対し週休2日交替制工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼すること。
- 3 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日交替制工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載内容の例)

週休2日交替制工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、技術者及び技能労働者が交替で週休2日に取り組む工事です。

発注者：名古屋市〇〇土木事務所

施工者：〇〇建設（株）

- 4 受注者は、本市監督員が対象期間における現場に従事する技術者及び技能労働者の各々の休日率及び平均休日率が確認できる資料を提出すること。
- 5 本市監督員は技術者及び技能労働者の休日取得に伴う工程の遅延などがないか日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された資料を確認する。
- 6 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができないときは、技術者及び技能労働者の平均休日率の達成を認めないものとする。

(現場代理人)

第5条 現場代理人が休日を取得する際には、監理技術者又は主任技術者が現場に常駐することを原則とする。なお、現場代理人の代理として、監理技術者又は主任技術者以外の者が従事する場合については、受注者は、経歴書及び直接的雇用関係を確認するための書類を添付した上で、2開庁日前までに現場代理人の代理として、請求・通知・協議・報告・承諾書(第33号様式)において、本市監督員に通知すること。

(特記仕様書等)

第6条 発注者指定型の工事は、別紙「週休2日交替制工事の実施に関する特記仕様書」を添付し発注するものとする。

2 発注者指定型の週休2日交替制工事は、原則として工事件名の末尾に(交替制)を付け加えるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、本市監督員と協議のうえ、決定するものとする。

附則

この要綱は令和4年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和7年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和8年10月1日から施行する。